

平成 29 年度 第 5 回国立大学法人静岡大学学長選考会議議事要旨

日 時 平成 29 年 11 月 24 日（金） 16 時 08 分～17 時 32 分

場 所 S-Port 3 階小会議室

出席者 塩田，塩尻，伊藤，杉田，細井，近藤，川田の各委員

欠席者 菅野委員

陪席者 鈴木，村松監事

堀川事務局長，殿崎総務部長，望月総務課長，秋山総務課副課長

I 前回議事録等の確認

- 1 平成 29 年度第 3 回国立大学法人静岡大学学長選考会議（平成 29 年 9 月 22 日開催）議事録を確認した。
- 2 平成 29 年度第 4 回国立大学法人静岡大学学長選考会議（メール審議）（平成 29 年 10 月 18 日開催）議事録（案）は原案どおり承認した。

II 審議事項

- 1 国立大学法人静岡大学学長選考の手續に係る改善策について

（資料 1，資料 2 及び参考 1）

塩田議長から，資料 1 に基づき，第 4 回選考会議で決定した「国立大学法人静岡大学学長選考の手續に係る改善策」（以下「改善策」という。）について「2 学長選考会議委員が学長候補者の推薦人となることについて」の本文中，「規定はしないが，」の後に「その委員は，」を加え，主語を明確化する修正を議長として行った旨説明があり，これを承認した。

続いて，改善策の学内への説明に関し，資料 2 に基づき，塩尻副議長から役員会及び教育研究評議会，議長から，経営協議会における状況について，それぞれ報告を行った。

なお，意向投票の結果と最終的に学長選考会議が選定した学長候補者に齟齬が生じた場合の本会議の説明責任は，重要であることを確認した。

- 2 国立大学法人静岡大学学長選考規則の一部改正について（資料 3）

議長から，資料 3 に基づき，改善策を踏まえ作成した国立大学法人静岡大学学長選考規則の改正案について提案があり，原案を承認した。

なお，改善策では，学長選考会議委員が学長候補者の推薦人となることについて規定しないとしたが，選考会議委員の推薦する権利を侵しかねないとの意見が出されたことから，改めて審議を行った結果，選考会議の公正・中立性の確保の観点から，国立大学法人静岡大学学長選考会議規則に選考会議委員が推薦人となる

場合は、委員を辞任する旨を規定することとし、併せて改善策についても修正することとを承認した。

3 学長の業績評価について（資料 4，5 及び参考 2）

総務課から、資料 4 により、前回の前学長の業績評価の日程・手続等について、資料 5 により、現学長の業績評価の時期について及び参考 2 により、各国立大学における学長の業績確認に関する調査結果について説明があった後、現状の業績評価方法の手続での要改善点の検証として、次の 3 点の改善点等について意見交換を行った。

- 業績評価に係る関係資料の委員への送付は早期にすべきである。
- 実質的な業績評価の議論ができるように、選考会議の運営について検討を行うべきである。
- 学長選考会議委員の任期（2 年）を踏まえ、業績評価の評価対象期間の検証も必要である。

4 その他

(1) 議長から、次回会議では「学長の業績評価の意義」についてまとめたいとの発言があった。

(2) 次回の開催について

次回、学長選考会議は、平成 30 年 1 月 25 日（木）16 時 05 分から学長応接室にて開催することとした。

以 上